

一農林水産省一

農業次世代人材投資資金の交付を受けた者が就農しなかったなどとしていて補助対象外

4件 不当金額(支出) 812万円

1 補助事業の概要

農業次世代人材投資(平成28年度は青年就農給付金)事業は、4事業主体が、次世代を担う農業者となることを志向する就農希望者等への資金の交付等を行い、農政新時代に必要な人材力の強化を図るなどするために、就農に向けて研修を受ける者(以下「研修生」)に原則として年間150万円の農業次世代人材投資資金を交付する事業に要した経費について、国庫補助金を交付したものである。

実施要綱等によれば、資金の交付を受けた研修生は、研修終了後1年以内に就農する必要がある、就農しなかった場合は、資金の全額を返還しなければならないこととされている。ただし、やむを得ない理由により研修終了後1年以内の就農が困難であるとして事業主体に就農遅延届を提出し、事業主体がこれを承認した場合には、就農を遅延することができるが、その遅延期間は研修終了後から1年経過後原則1年以内とされている。また、資金の交付を受けた研修生は、資金の交付期間の1.5倍又は2年間のいずれか長い期間(以下「全額返還対象期間」)において毎年7月末及び1月末の期限までにその直前の6か月間の就農状況報告を事業主体に提出しなかった場合又は全額返還対象期間にわたり就農を継続しなかった場合には、資金の全額を返還しなければならないこととされている。

2 検査の結果

兵庫県は、研修生2名について、研修終了後1年以内に就農できなかったことから遅延期間を1年間とする就農遅延届の提出を受けて、これを承認していたが、両名が遅延期間を経過しても就農しておらず、就農報告も提出していなかったのに、両名が就農したかを十分に確認しておらず、両名に交付した資金を返還させていなかった。また、一般社団法人高知県農業会議(以下「高知県農業会議」。高知県から29年4月1日に業務の移管を受け、同県が実施していた本件事業の事業主体としての業務のほか、同県が28年度以前に資金を交付するなどした者に関して29年度以降に発生する業務について、同県から移管を受けている。)は、研修生1名(同人は28年度は高知県から、29年度は高知県農業会議から、それぞれ資金の交付を受けていた。)について、全額返還対象期間において二度にわたり上記の期限までに就農状況報告を提出しておらず、さらに、期限到来後の督促にも応じずに就農状況報告を提出していなかったのに、同人に交付した資金を返還させていなかった。そして、熊本県は、研修生1名について、全額返還対象期間にわたり就農を継続しておらず、就農状況報告も提出していなかったのに、同人が就農を継続しているかを十分に確認しておらず、同人に交付した資金を返還させていなかった。

したがって、4事業主体が上記の4名に交付した資金計812万円は補助の対象とは認められず、これらに係る国庫補助金相当額計812万円が不当と認められる。

部局等	補助事業者等	間接補助事業者等	補助事業等	年度	事業費 (国庫補助対象事業費)	左に対する 国庫補助金 等交付額	不当と認め る事業費 (国庫補助対 象事業費)	不当と認め る国庫 補助金等 相当額
					円	円	円	円
農林水産本省	一般社団法人全国農業会議所	兵庫県(事業主体)	農業次世代人材投資	平成29	3637万 (3637万)	3637万	300万 (300万)	300万
同	同	高知県(事業主体)	青年就農給付金	28	7212万 (7212万)	7212万	150万 (150万)	150万
同	同	同 一般社団法人高知県農業会議(事業主体)	農業次世代人材投資	29	6287万 (6287万)	6287万	137万 (137万)	137万
同	同	熊本県(事業主体)	青年就農給付金等	28,29	2億6650万 (2億6650万)	2億6650万	225万 (225万)	225万
計		4事業主体			4億3787万 (4億3787万)	4億3787万	812万 (812万)	812万